

監査役内部通報制度運用規程

第1章 総則

第1条（目的）

1. 本規程は、経営陣から独立した内部通報窓口として、従業員等からの組織的または個人的な倫理・法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正・不適切行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。
2. 当社は、別途業務執行ラインにおいて社内及び社外に内部通報窓口を設けているが、本通報窓口は役員等経営幹部が直接関与する事案、及び業務執行ラインへの内部通報が不相当と考えられる事案を主に扱う内部通報窓口として設置するものである。

第2章 通報処理体制

第2条（窓口）

当社業務執行ラインによる内部通報窓口とは独立性を有する形で、従業員等からの通報を受け付ける窓口を監査役会に設置する。

第3条（通報対象行為）

本件通報窓口は、当社の業務における法令違反行為、公序良俗に反する行為及び社内規程違反行為（本規程において「不正・不適切行為」という）が生じ、または生じるおそれがあることについての通報を受け付ける。

第4条（通報の方法）

1. 通報窓口の利用方法は、機密保持の観点から主として電子メールとし、適宜必要に応じて電話・FAX・書面・面会の方法も可とする。
2. 監査役会の内部通報専用電子メールアドレスとして、asbm-hotline@g.smartvalue.ad.jp を設置する。その他の通報手段については、監査役会、または常勤監査役宛に郵送・面談等により直接通報するものとする。
3. 通報においては、調査結果のフィードバック等のため、氏名・連絡先を伝えることを原則とするが、匿名での通報も可とする。

第5条（通報者および相談者）

通報窓口の利用者は、当社及び当社グループ会社（以下、「会社」という）の役員・従業員（契約社員・パート・アルバイト・派遣社員・退職者を含む。本規程において「従業員等」という）および当社の取引事業者の役員・従業員とする。

第6条（調査）

1. 通報された事項に関する事実関係の調査は、常勤監査役、または監査役会が指名する者が調査責任者として調査を行う。
2. 調査責任者は、調査する内容によって、関連する部署の担当者等からなる調査チームを設置することができる。

第7条（通報受付並びに調査における配慮）

1. 通報窓口担当者は、通報を受け付けるに際し、通報者の秘密に配慮しなければならない。
2. 調査責任者及び担当者は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮しなければならない。

第8条（協力義務）

各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査責任者、及び調査チームに協力しなければならない。

第9条（是正措置）

監査役会は、調査の結果、不正・不適切行為が明らかになった場合には、代表取締役並びに取締役会に伝達すると共に、会社をして速やかに是正措置および再発防止措置を講じさせなければならない。

第10条（社内処分）

調査の結果、不正・不適切行為が明らかになった場合には、会社をして当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って適正な処分を決定させることとする。

第11条（通知）

窓口担当者は、随時調査の進捗状況を確認しつつ、通報者に対して、調査結果および是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

第12条（フォローアップ）

通報窓口担当者は、通報処理終了後も、通報者に対して通報を理由とした不利益扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。

第3章 当事者の責務

第13条（通報者等の保護）

1. 会社は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。
2. 会社は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ

等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む）がいた場合には、就業規則に従って処分を課すこととする。

第 14 条（個人情報の保護）

会社および本規程に定める業務に携わる者は、通報者等の承諾その他正当な理由がない限り、通報者等の秘密または個人情報、その他通報された内容および調査で知り得た情報を漏洩してはならない。会社は正当な理由なくそれらの情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

第 15 条（従業員等の責務）

会社の全ての従業員等は、会社内における不正・不適切行為を認知した時は、その是正に努めなければならない。

第 16 条（不正の目的）

通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。会社は、そのような通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

第 17 条（相談または通報を受けた者の責務）

通報処理担当者に限らず、相談または通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む）は、本規程及び関連諸規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第 4 章 付 則

第 18 条（所管）

本規程の所管は、監査役会とする。

第 19 条（改廃等）

本規程の改廃は、監査役会が決定する。また、本規程の運用に際しては、常勤監査役を責任者とする。

第 20 条（施行）

本規程は 2020 年 4 月 1 日より施行する。